

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員懲戒審査委員会規則

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 3 号

改正 平成 21 年 4 月 17 日規則第 2 号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分を行うについて、その公正を期すため、匝瑳市ほか二町環境衛生組合懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ職員の懲戒処分に関する事項を審査する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者をもって充てる。

3 委員は、事務局長及び管理者が任命する者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が管理者の諮問に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事件については、議事に加わることはできない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、事件の本人及び関係者の出席を求め、事情を聴取することができる。

(審査結果の報告)

第7条 委員会は、事件の審査が終了したときは、その結果を速やかに書面をもって管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。